

25千保環第978号  
令和7年12月1日

専用水道設置者様

千葉市保健所長  
(公印省略)

「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」に係る運用について

日ごろから、本市の公衆衛生行政の推進につきましては、格別の御理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正が行われ、令和8年4月1日から「PFO-S及びPFO-A」に関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課せられます。

つきましては、別添の「運用上の留意事項（専用水道）」をご了知の上、水道施設の管理をお願いいたします。

また、貴職におかれましては、施行日前に検査を行うなど水質の把握に努め、施行後も継続的に給水が行えるよう適切にご対応願います。

なお、本通知等につきましては、下記保健所環境衛生課ホームページに掲載しましたのでご利用ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/suidousisetujouhou.html#S1>

担当 千葉市保健所 環境衛生課  
施設指導班 佐藤、堀江  
電話 043-238-9940

## 別添

### 運用上の留意事項（専用水道）

#### 1 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の一部改正について

同省令の表について、20の項から51の項まで1項ずつ繰り下げ、新たに20の項としてペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）（以下「PFOS及びPFOA」という。）に係る基準値（0.00005mg/L※）を追加する改正を行ったものであること。（※0.00005mg/L=50ng/L）

#### 2 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（以下「規則」という。）の一部改正について

##### （1）検査に供する水の採取の場所（規則第15条第1項第2号）

PFOS及びPFOAは、規則第15条第1項第2項のただし書き規定が適用され、一定条件のもとで、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができるとされたこと。

##### （2）PFOS及びPFOAの検査回数の減（同条第1項第3号ハ及びニ）

定期検査の頻度をおおむね3か月に1回以上とするとともに、過去の検査結果等により検査回数を減じることを可能とすること。

ア 水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者から供給を受ける水のみを水源とする専用水道以外の専用水道について

（ア）既存の専用水道の設置者が令和8年度の水質検査計画を策定する際は、フロー図1を参照すること。

ア 検査回数の判断に用いることができる検査に供する水の採水場所は、給水栓を原則とするが、施行日前の検査に限っては原水も対象とできること。原水の結果を対象とする場合は、水道施設内でPFOS及びPFOAに汚染される要素がなく濃度が上昇しないであろうことを確認すること。

イ 施行日前に実施したPFOS及びPFOAの「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）によって行う検査に相当する検査として、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号、以下「平成15年通知」という。）別添4により実施されたもののほか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成24年9月6日付け健水発0906第1号別添、最終改正：平成29年10月18日）に従った評価をして目標に適合したものを認めること。

- c 施行日前に検査を実施していない場合は、少なくとも1年間は検査頻度を「おおむね3か月に1回以上」とすること。
  - d 施行日前に検査を実施し、水質基準の5分の1を超過した結果がある場合には、令和8年度の検査頻度を「おおむね3か月に1回以上」とすること。ただし、超過を確認した以降、施行日前までに水質基準の5分の1を超過しないことを確認した場合は、フロー図1中『水質基準の1/5以下であるか』をYESに進むことが可能であること。
  - e フロー図1中『原水並びに水源及びその周辺状況を勘査して、検出されるおそれが少ないか』の判断は、設置者の総合的な判断によるが、周辺河川・原水の水質検査結果や上流域においてPFOs及びPFOAを取り扱っていた工場等がなかったことの調査が考えられること。  
周辺河川・原水の水質検査結果とは、例えば、市環境規制課や千葉県がホームページ上で公開している「河川、海域及び地下水のPFAS（PFOs・PFOA）調査結果」等で、周辺河川・原水の検査結果を確認することが挙げられること。  
PFOs及びPFOAを取り扱っていた工場等とは、泡消火薬剤を保有する施設（消防機関、空港、自衛隊関連施設及び石油コンビナート等）、フッ素系界面活性剤の製造施設、これらの製品を利用するフッ素系樹脂の製造施設、繊維や織物関係で特に表面処理を施す施設、半導体関連その他の電子材料関連施設、金属メッキやエッチング関連施設、製紙・紙工業、ゴム・プラスチック関連施設等、また、これらの製品を処理した実績のある廃棄物処理施設並びに有機フッ素化合物を取り扱っている施設からの排水を受け入れている下水道処理施設等が考えられること。
  - f 過去3年間の検査とは、連続する直近3年間において各年度1回以上実施した検査を指すこと。
  - g 過去3年間の検査を実施していない場合は、フロー図1中『過去3年間（R5～R7年度は各1回以上）検査を実施し、全ての検査において1/10以下であるか』及び『過去3年間（R5～R7年度は各1回以上）検査を実施し、全ての検査において1/5以下であるか』はNOに進むこと。
- (イ) 令和8年度以降に新設若しくは、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は、給水開始後、1年間を目安として、おおむね3か月に1回以上の検査を実施したのち、以降の検査頻度を判断すること。

イ 水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者から供給を受ける水のみを水源とする専用水道について

(ア) 既存の専用水道の設置者が令和8年度の水質検査計画を策定する際は、フロー図2を参照すること。

(イ) 過去3年以内の同一年度に実施された送水者（受水元の水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者）における検査結果と受水者自ら実施した検査結果が共に基準値の5分の1以下である場合は、フロー図2中『受水者の施設において、濃度が上昇しないことが明らかか』についてYESと判断することが可能であること。

(ウ) 検査が省略できる場合であっても、送水者の検査結果において水質基準の1／5を超えた場合は、その時点から「3か月に1回以上」の検査頻度となるため、専用水道の設置者は、送水者の検査結果をホームページ上で公開されている情報等で収集すること。

#### ウ 共通事項

(ア) 検査の回数及び検査の省略項目を含む水質検査計画は、専用水道の設置者が判断し、策定するものであること。（規則第15条第6項）

(イ) 専用水道の設置者は、検査回数を減らす又は省略する場合は、水質検査計画に検査の回数及びその理由又は検査省略とした項目とその理由を記載すること。（規則第15条第7項）

#### (3) 原水検査について（平成15年通知第4の2）

全ての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで毎年1回は検査を実施すること。ただし、水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者から供給を受ける水のみを水源とする専用水道及び浄水方法が塩素消毒のみの専用水道については、この限りではない。

#### 3 施行日

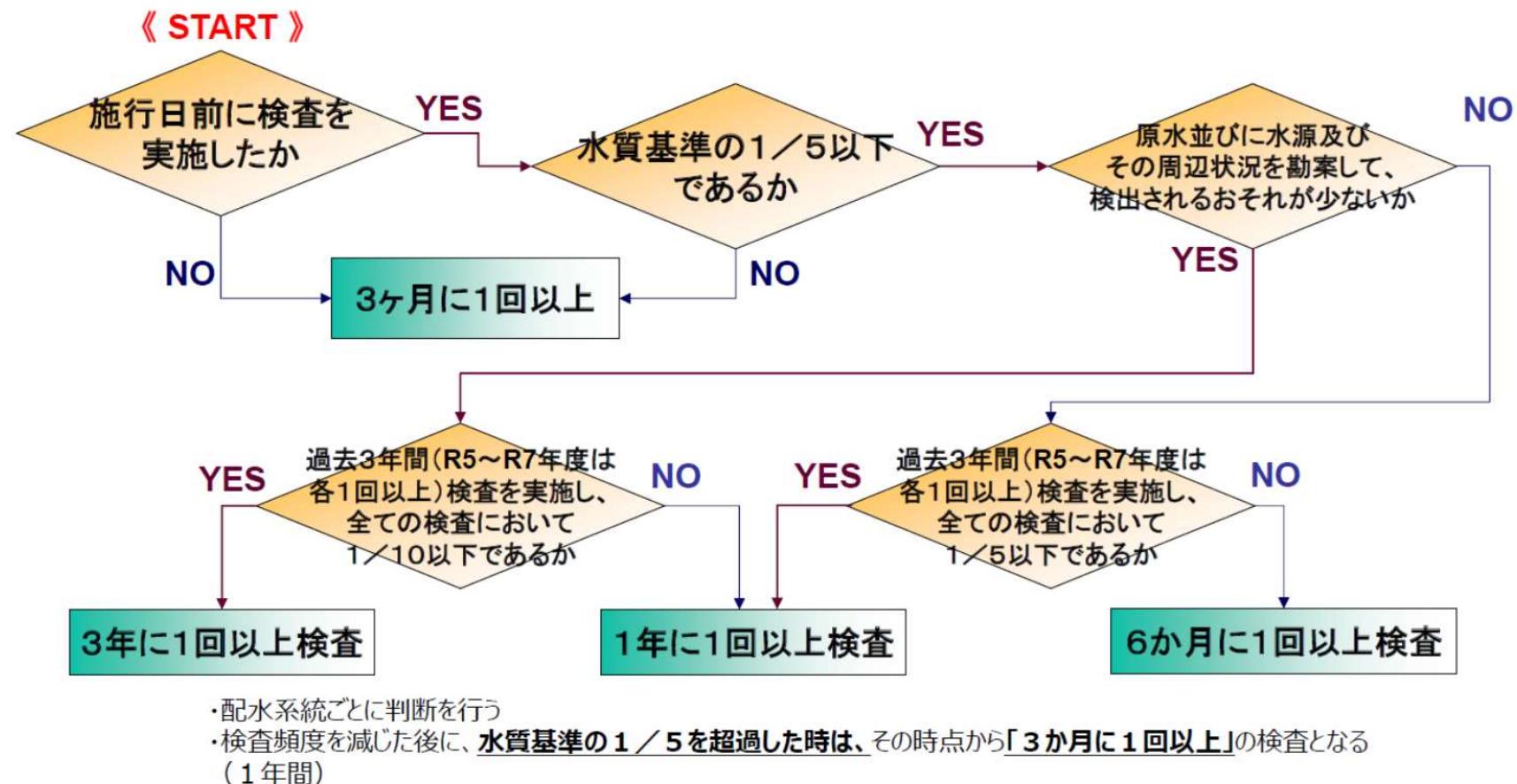
令和8年4月1日

#### 4 その他

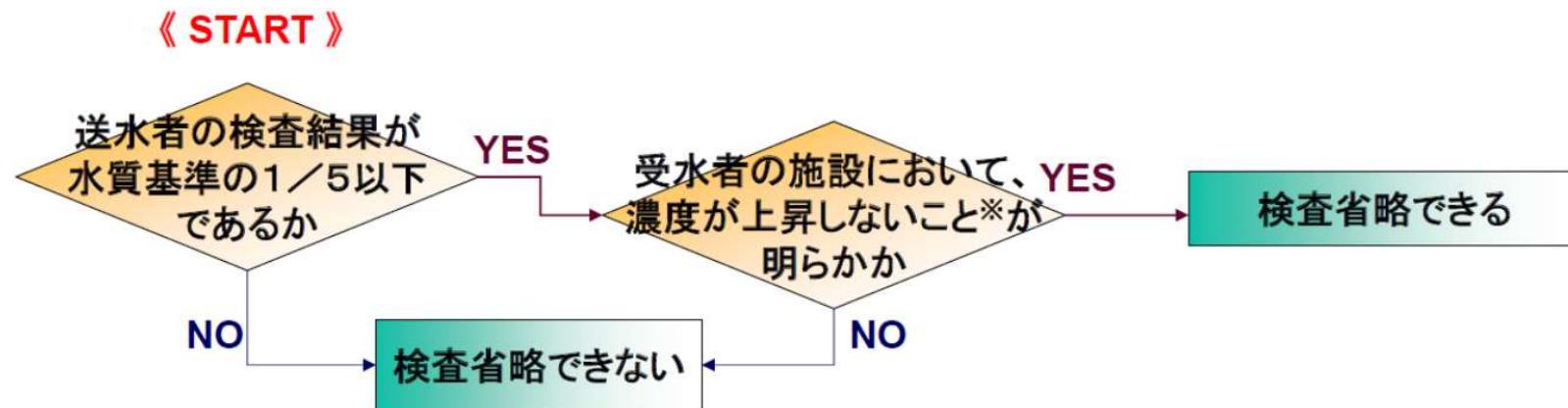
定期検査でPFO-S及びPFO-Aが基準値を超過した際は、速やかに保健所に報告するよう指導すること。

フロー図 1

令和8年度における PFOS 及び PFOA の検査回数の判断  
(浄水受水専用水道(他の水道から供給を受ける水のみを水源とする専用水道)を除く専用水道)



令和8年度における PFOS 及び PFOA の検査回数の判断  
(水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者から供給を受ける水のみを水源とする専用水道)



※ 過去 3 年以内の同一年度に実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断する

- ・配水系統ごとに判断を行う
- ・複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の 1/5 以下であること
- ・省略後に送水者の検査結果において水質基準の 1/5 を超過した場合は、その時点から「3か月に 1 回以上」の検査となる（1年間）